

広島弁護士会ニュース 第1号・再改訂版

～豪雨災害の被災者のみなさまへ～ (2014. 8. 27 発行)

広島市の豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★弁護士会に**無料電話相談ダイヤル**を開設します。弁護士が無料で相談に乗ります。

土日祝日を含め毎日、12時～20時 ☎082-502-0026

※ 8月27日(水)12時より受付開始します。

★**面談相談**をご希望の方は、紙屋町法律相談センター(広島そごう新館6階)において、豪雨災害関連の無料相談(1回40分)を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

予約受付時間:9時30分～16時(火曜日を除く) **予約受付☎082-225-1600**

相談日時:平日(火曜日を除く)・土曜日 10時10分～16時25分(水曜日は19時30分まで)

日曜日・祝日

10時10分～17時05分

Q1 罹災証明書の発行を受ける必要がありますか？

罹災証明書は、建物の損壊や損傷、怪我や死亡など、被災したことについて自治体が発行する証明書です。各区役所で証明を受けることができます。

行政・民間を問わず、各種の補助や負担の減免を受けるために必要とされることが多くあります。発行費用がかかるものでもありませんので、タイミングをみて、ぜひ発行を受けて下さい。

建物の損壊や損傷については、その**状況の写真が必要**です。携帯電話・スマートフォンのカメラで撮影されたものを証明受付の窓口を持参されてもかまいません。今後の補助・補償、保険の給付などのためにも、建物の損害については、安全を確保しつつ、可能な限り内部・外部・敷地・地盤なども含めて、写真を多く残しておくことをおすすめします。

Q2 火災保険・生命保険などから保険金が受けられますか？

火災保険など建物の保険については、水災について保険の対象となっているかどうか、建物の損壊・損傷の程度によって、保険金が支払われるか、どの程度まで支払われるかが、異なります。

生命保険などについても、その契約の内容によって異なります。まずは、保険の内容を保険会社や代理店に確認してください。

Q3 加入している保険会社がわからなくなりました

火災保険・自動車保険などは、社団法人日本損害保険協会の「自然災害損保契約照会センター」へ問い合わせをすることができます。

電話番号 0570-001830(ナビダイヤル:通話料有料)
または 03-6836-1003 (通話料有料)

生命保険については、一般社団法人生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」へ問い合わせをすることができます。電話番号 0120-001731 (フリーダイヤル)

Q4 自分の家の敷地内に流れ着いている他人の物(木、家具、自動車)を勝手に処分してもよいでしょうか？

価値のあるものについては、落とし物と同じですので、原則として警察署に届け出て下さい。価値があるかの判断に悩んだときは、どうぞ無料電話相談ダイヤルにお電話ください。

Q5 自分の車や家具が他人の土地に流れついてしまいました。撤去するために無断で立ち入ってよいでしょうか？

原則として、管理されている土地に勝手に入ることにはできません。了解をもらって入るようにしてください。どうしても待つことができず判断に迷ったときは、無料電話相談ダイヤルにお電話ください。

広島弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。広島弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので、ご覧ください。

<http://www.hiroben.or.jp/> (『広島弁護士会』で検索可能です)

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である広島弁護士会(TEL082-228-0230)までお願いいたします。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、無料電話相談ダイヤルにおたずねください。

本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。